平成２６年（フ）第１２４８号
さいたま市北区別所町64番地32
債務者　高嵜　　誠（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１２５８号
さいたま市南区内谷７丁目３番29号　西浦和ハイツ103
債務者　吉田　邦弘
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２９９号
埼玉県羽生市大字弥勒1059番地１　Ｖｉｌｌａ　Ａｑｕａ106
債務者　関根　浩史
1　決定年月日時　平成26年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月２日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第３４１号
埼玉県深谷市樫合965番地５
債務者　小林二三夫
1　決定年月日時　平成26年12月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月２日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第３４２号
埼玉県深谷市樫合965番地５
債務者　小林　正枝
1　決定年月日時　平成26年12月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月２日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第７２４号
千葉県館山市八幡464番地の17、申立時の住所千葉県船橋市市場４丁目13番18号
債務者　吉田　　寛
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第９１７号
千葉県船橋市藤原７丁目８番８号　サンハウス馬込沢201号
債務者　田中　泰成
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第９４１号
千葉県船橋市七林町438番地73　シティハイツ小倉101号
債務者　谷口　俊斉
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第９０号
島根県出雲市小山町509番地19　森ビル101号室、住民票上の住所島根県出雲市大塚町722番地１
債務者　布野比都美
1　決定年月日時　平成26年12月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月２日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２６年（フ）第６２０号
北九州市八幡東区勝山１丁目31番24号
債務者　上園　昌子
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第３７３号
奈良県生駒市西松ヶ丘10番31号
債務者　若狭　道好
1　決定年月日時　平成26年12月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第６３５号
熊本県合志市須屋1458番地111
債務者　東　　信子
1　決定年月日時　平成26年12月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第６６１号
熊本市北区植木町山本641番地２、前住所熊本県阿蘇郡小国町大字宮原613番地　６組
債務者　石井　　剛
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１３２号
鹿児島県鹿屋市寿７丁目８番６号
債務者　佐藤　　貞
1　決定年月日時　平成26年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第２６５号
青森市大字三内字沢部258番地12
債務者　盛田　裕之
1　決定年月日時　平成26年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月５日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４７６号
神奈川県平塚市大神2770番地の４　ジュネスハイツ202号
債務者　篠崎　明博
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第６０号
新潟県加茂市大字宮寄上941番地２
債務者　小柳美和子
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月５日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２６年（フ）第３３２号
埼玉県深谷市永田1440番地　はなぞの村
債務者　竹渕　　範
1　決定年月日時　平成26年12月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部